

信頼される宗教法人の運営のために

宗教法人の責務とは？

宗教法人は、宗教法人法に則って運営する必要があります。

宗教法人法では、事務所に書類（認証書、役員名簿、財産目録等）を備え付けておくことが義務付けられています。また、毎会計年度終了後4ヵ月以内にその書類の写しを所轄庁（福島県）に提出することとされています。



注意

これらの書類の作成・備付けを怠ったときや所轄庁への提出を怠ったとき、宗教法人の代表役員は10万円以下の過料に処されることとされています。

宗教法人の

運営状況

をセルフチェックしましょう。

1

代表役員や責任役員など、法人運営に必要な役員（3人以上）はそろっていますか？

はい

いいえ

▶▶▶ いいえの場合、規則に則り、欠員の補充を行いましょう。

なお、規則を紛失した場合は、裏面の問合せ先に再発行の願いを御提出ください。

2

礼拝の施設（境内建物）は、宗教活動に利用できる状態ですか？

はい

いいえ

▶▶▶ いいえの場合、損壊など近隣に被害が及ぶ前に関係者と施設再建の協議をしましょう。

3

現在、宗教活動を行っていますか？

はい

いいえ

▶▶▶ いいえの場合、裏面「将来の宗教法人の運営について」を参考のうえ、所轄庁（福島県）へご相談ください。

将来、宗教法人として維持・存続させていくことが
難しいと考えられる場合は、

裏面「将来の宗教法人の運営について」をご覧ください。

将来の宗教法人の運営について

宗教法人として維持・存続させていくことが難しい場合は、以下の手続きをご検討ください。いずれの手続きも、所轄庁（福島県）の認証が必要となりますので、下記のお問合せ先へご相談ください。

吸収合併

- 双方の宗教法人でお手続きが必要です。清算手続きは不要です。
- 吸収合併しても、寺院や神社の名前はそのままにすることができます。
- 役員等の人員を削減し、事務所備付け書類等の簡素化を図れます。

吸収合併のおおまかな流れ

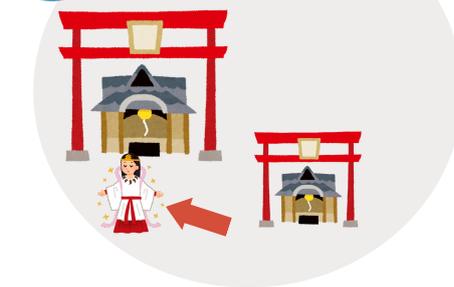


（例）神社を合併するケース

A 建物はそのまま法人格だけ合併する。



B 建物はそのまま神様に移っていただく。



C 建物ごと神様に移っていただく。



任意解散

- 解散後、清算手続きの完了をもって法人格が消滅します。
- 清算手続きの際、官報に掲載する必要があります。

任意解散のおおまかな流れ



ご相談ください



宗教法人運営に係るご不明点などがある場合は、放置せず、下記のお問合せ先へご相談ください。

お問合せ

福島県総務部 私学・法人課

☎ 024-521-8687

Email: koueki@pref.fukushima.lg.jp

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎3階）



福島県

宗教法人

